

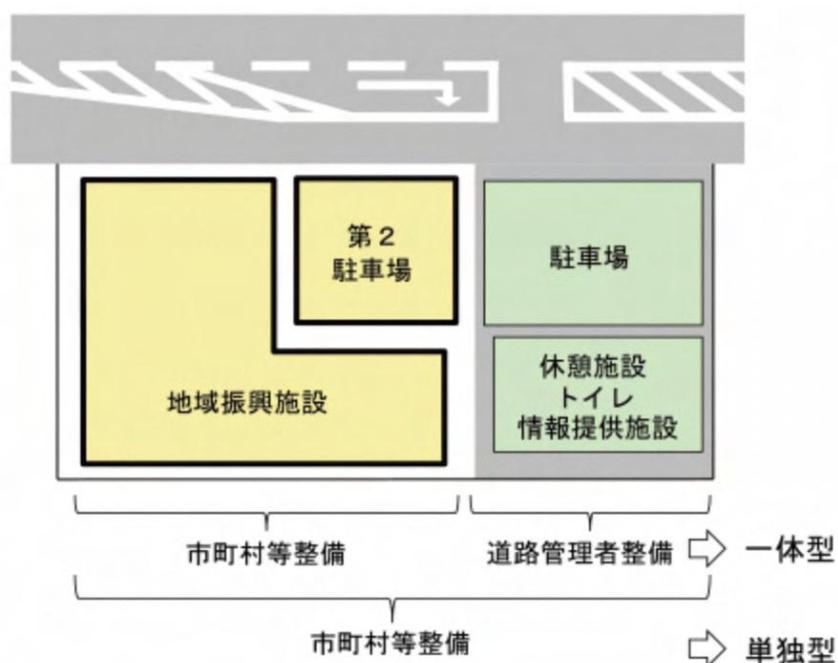
第6章 道の駅の整備・運営方針の検討

6-1 管理運営手法の検討について

(1) 整備主体・管理運営主体について

道の駅の整備の方法には、整備主体に着目すると一体型と単独型の2種類がある。一体型は、市町村等の道の駅設置者が地域振興施設等を整備し、道路管理者が駐車場、トイレなど一部の施設を整備するものである。単独型は、市町村等の道の駅設置者が道の駅に関する全ての施設を整備するものである。本事業の道の駅の整備の方法については、今後関係各機関との協議を踏まえて決定する。

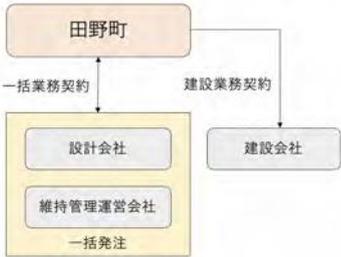
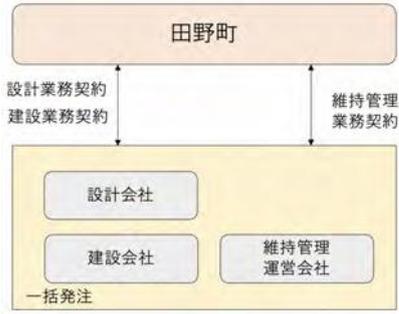
また、管理運営主体について、道の駅は、駐車場をはじめ24時間利用可能なトイレや情報提供コーナー等の非収益施設と直販施設や飲食施設等の収益施設で構成される。非収益施設は、道路利用者の利便性向上が主な役割である一方、収益施設は、民間事業者のノウハウを十分に活かすことができる手法を選定することが重要である。



出典：国土交通省 HP より

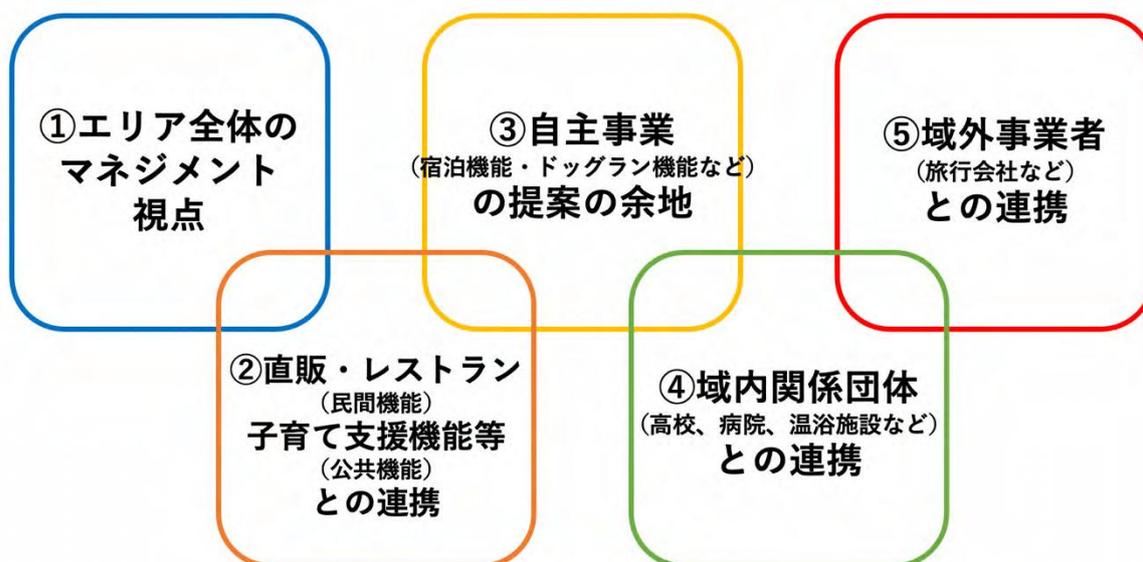
(2) 想定される事業手法

事業手法の検討にあたっては、管理運営方式も見据えて、今後において検討する必要があるが、サウンディング調査の結果および検討を進めてきた現時点での導入機能や施設レイアウト、他の自治体の事例等を考慮して、検討対象とする方式は下記の4つの方式とする。

方式	指定管理者事前選定方式	設計運営一括選定方式
概要	 <p>事前に維持管理運営会社を選定し、行政と連携し設計・施工を発注する。</p>	 <p>設計・維持管理運営会社を一括発注し、運営目線での設計後、施工を建設会社に発注する。</p>
方式	DBO方式	PFI-BTO方式
概要	 <p>設計・施工・維持管理運営会社を一括して発注する。</p>	 <p>設計・施工・維持管理運営会社を一括発注かつ民間資金の活用方式。所有権は竣工後、行政側に移転。</p>

(3) 事業手法検討のための視点

基本計画段階でのサウンディングから得られた内容として、「運営中心」の事業手法が求められていることがわかった。また、本事業は、事業地を広く活用することや道の駅の基本機能を超えた公共的機能の導入、自主事業の余地を想定しており、民間事業者のノウハウ・ネットワークを活かせる手法にする必要があることから、下記の5つの視点を設定した。



	5つの視点	内容
①	エリア全体のマネジメント視点	道の駅の施設だけで事業を検討するのではなく、道の駅を含むエリア全体をマネジメントすることができる事業手法かどうか
②	直販・飲食施設（民間機能）と子育て支援機能等（公共機能）との連携	直販・飲食施設というビジネスが成り立ちつつ、子育て支援機能やコミュニティ機能などと連携して、施設全体が機能する事業手法かどうか
③	自主事業（宿泊機能・ドッグラン機能など）の提案の余地	広い事業地を民間ビジネスで最大限活かすことができる事業手法かどうか
④	域内関係団体（高校、病院、温浴施設など）との連携	道の駅の近隣にある公共的施設などと連携し、道の駅のサービスをより良くする取り組みができる事業手法かどうか
⑤	域外事業者（旅行会社など）との連携	旅行会社など域外の事業者と連携し、道の駅のサービスをより良くする取り組みができる事業手法かどうか

(4) 整備・管理運営方針

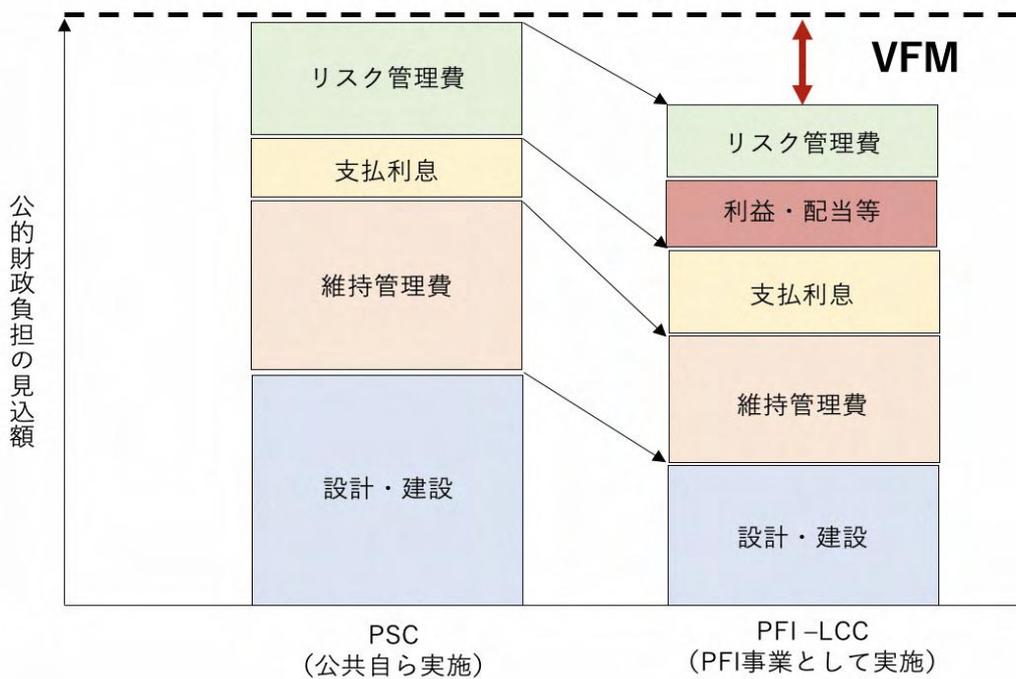
整備・運営方針については、事業手法を比較検討した結果が下記の図のとおりである。全体の方針として、DBO方式とPFI-BTO方式が相対的に本事業に合っているが、さらなる検討を進めていく。この両手法については、公共施設の整備全般で近年主流となっている手法であり、高知県内の他の自治体における公共施設の整備でも採用され始めている。さらに、全国的に、最近の道の駅の整備事例においても、この両手法が採用されるケースが増えている。

		指定管理者事前選 定方式	設計運営一括 選定方式	DBO方式	PFI-BTO方式
5つの視点	エリア全 体のマネ ジメント の視点	○ 要求水準書の内容次 第で実現可能	○ 要求水準書の内容次 第で実現可能	○ 要求水準書の内容次 第で実現可能	○ 要求水準書の内容次 第で実現可能
	民間機能 と公共機 能の連携	△ 幅広い機能を想定し ているため、提案事 業者に依存する	○ 要求水準書の内容次 第で実現可能	○ 要求水準書の内容次 第で実現可能	○ 要求水準書の内容次 第で実現可能
	自主事業 の提案	△ 事業規模が運営のみ になるため、提案内 容が小さくなる	△ 事業規模が運営のみ になるため、提案内 容が小さくなる	○ 要求水準書の内容次 第で実現可能	○ 要求水準書の内容次 第で実現可能
	域内関係 団体との 連携	△ 幅広い機能を想定し ているため、提案事 業者による	△ 幅広い機能を想定し ているため、提案事 業者による	○ コンソーシアムを組 む関係事業者が多い ため、ネットワー クの幅が広い	○ コンソーシアムを組 む関係事業者が多い ため、ネットワー クの幅が広い
	域外関係 団体との 連携	△ 幅広い機能を想定し ているため、提案事 業者による	△ 幅広い機能を想定し ているため、提案事 業者による	◎ 施工も含めると事業 規模が大きくなるた め、幅広い提案が期 待できる	◎ 施工も含めると事業 規模が大きくなるた め、幅広い提案が期 待できる

6-2 定量的・定性的な評価について

(1) 定量的（VFMの算定）な評価について

VFMとは、「支払に対して最も価値の高いサービスを供給する」という考え方であり、同一の目的を有する2つの事業を比較する場合、支払に対して価値の高いサービスを供給する方を「VFMが高い」といい、残りの一方を「VFMが低い」という。PFI事業におけるVFMの評価を行うにあたり、同一の公共サービス水準のもとで評価をする場合、下記の図のとおり、PSC（Public Sector Comparator）とPFI事業のLCC（Life Cycle Cost）を比較することになる。PFI-LCCの方が下回れば、PFI事業の側にVFMが高いと認められる。



VFMの算定の基本的な手順は、田野町が従来の方に基づいて整備を行った際の整備費（設計費及び建設費）と契約期間中の維持管理費の合計値を算出する。前述の合計値に対して契約期間中の貨幣価値の推移を考えた割引率や民間リスクの調整等を加味し積算を行う。具体的には、内閣府「簡易な検討の計算表」（以下、計算表）に基づいて、前提条件を整理し、下記のように数値を設定した。VFMの算定には、計算表で算定することが可能であるDBO手法とPFI（BTO）手法を算定した。上記の諸条件を踏まえて、**VFMはDBO手法とPFI（BTO）手法ともに、5.3%となり、財政負担の軽減が図れる結果**となった。

VFMのまとめ

事業手法	VFM
DBO手法	5.3%
PFI（BTO）手法	5.3%

(2) 定性的評価について

仮に、DBO 手法や PFI (BTO) 手法で実施した場合、長期契約になるため、中長期的な目線での事業運営を図ることができる。また、事業構築の柔軟性が高い点も挙げられる。本事業では、子育て支援機能や町民交流機能など公共的な機能も付加させる計画であるが、官民連携手法を採用することで、要求水準書の中に、公共空間の維持管理運営やコーディネーター的役割を持った人材を確保することも可能になる。公共施設の整備という事業の枠組みの中で、付帯する地域の課題を解決するプログラムを入れることは可能である。さらに、DBO 手法と PFI (BTO) 手法は性能発注になるため、より運営重視の事業を構築する場合に向いているといえる。何を作るのかが明確な場合は従来型の手法で、行政側が提示した仕様通りに整備すれば良いが、機能を重視する場合、民間側のノウハウが活かされる幅が広がり、より価値の高い提案が出てくる可能性が高い。

第7章 今後の事業計画

7-1 概算事業費と今後のスケジュール

(1) 概算事業費

第4章～第5章の計画条件、施設の計画内容を踏まえて、下記のとおり、概算工事費を算出すると、約17.6億円（用地取得費は含まず。）となる。なお、概算工事費は、社会情勢や財政状況の変化および民間事業者の提案等により変更となることがある。

項目		費用（億円）	備考
概算工事費	土木工事費	4.0	造成費等
	建築工事費	12.0	
調査設計費		1.6	概算工事費の約10%
合計		17.6	用地取得費は含まない。

※事業規模：約1.6ha・延床面積：約2,100㎡

(2) 資金調達

道の駅「田野駅屋」の再整備にかかる事業費に対する財源については、各種補助金・地方債・基金・企業版ふるさと納税・クラウドファンディングなど、導入機能に応じた補助事業等を幅広く検討し活用することで、田野町の自主財源の負担を少しでも減らす方向で調査等を進める。

<補助金メニュー（一部）>

省庁	支援メニュー	支援対象
国土交通省	直轄道路事業（交通安全）	駐車場・トイレ・子育て関連施設・休憩施設・道路情報提供施設・防災設備
	社会資本整備総合交付金（道路事業）	駐車場・トイレ・子育て関連施設・休憩施設・道路情報提供施設・防災設備
	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業	交流施設・特産品直売所・防災設備・Wi-Fi
	都市構造再編集中支援事業	駐車場・トイレ・子育て関連施設・休憩施設・観光案内所・交流施設・防災設備・再生エネルギー設備・EV充電設備・広場等
	都市公園等事業（社会資本整備総合交付金）	駐車場・園路、広場等、改修・修繕
	インバウンド受入環境整備高度化事業	トイレ・子育て関連施設・観光案内所・交流施設・体験施設・Wi-Fi・キャッシュレス決済用機材・EV充電設備等
	官民連携による地域活性化のための基盤整備推進支援事業	PPP/PFI手法の選定、官民の業務分担、VFM算定等
内閣府	地方創生推進交付金	地方版総合戦略に基づく地方公共団体の先導的な取組
内閣府・厚生労働省	地域子育て支援拠点事業	子育て関連施設・地域子育て支援拠点の運営費補助
総務省	地域経済循環創造事業交付金	生産加工施設・特産品直売所・レストラン
	過疎地域遊休施設再整備事業	交流施設・体験施設・生産加工施設・改修・修繕
農林水産省	農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）	交流施設・体験施設・生産加工施設・特産品直売所・レストラン
	浜の活力再生・成長促進交付金	水産業関連施設
	木材製品の消費拡大対策	木造建築物の建築
環境省	地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業	太陽光発電・蓄電池・浄化槽

(3) 事業スケジュール

DBO 手法と PFI (BTO) 手法を採用した場合のスケジュールを以下に示す。さらなる具体的な検討を進めていく中で、各事業等の進捗により、以下のスケジュールは変更となる可能性がある。

区分	内容	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
整備・管理運営事業者選定	公募資料の作成					
	公募・事業者決定 ・契約					
用地取得	測量					
	用地買収 (意向調査含む)					
造成工事	実施設計					
	造成工事					
建築工事	建築設計					
	建築工事					
供用開始				R10年度中の開駅を目指す		

7-2 今後の事業計画上の課題

(1) 出荷・商品供給体制

道の駅開業準備段階から出荷者等と綿密な連携体制を構築することが、開業後の豊富な品揃えとなる商品供給体制につながることになる。現在道の駅「田野駅屋」へ商品を提供していただいている生産者だけではなく、町内外の農商工団体等との商品供給体制等について開業準備段階から検討を進めていく。

(2) 町民・地域企業等の参画を目指した仕組みづくり

子育て支援機能や町民交流機能なども導入検討機能となっており、町民や地域企業等の多様な主体との連携によって、より魅力的な施設になると考えている。町民にとって日常的な地域活動の場として活用されるように、今後連携していく体制づくりについて検討を進めていく。

(3) 関係団体との対話・連携

道の駅「田野駅屋」は、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線田野駅にも隣接していることから、駅利用者の取り込みや利便性については本再整備事業においても重要な視点であり、駅舎と田野駅との連絡について一体的な空間の整備も想定しつつ、鉄道事業者との対話を重ねながら進めていく必要がある。さらに、周辺の民間事業者や教育機関などとも対話を重ね、新しい道の駅がより良くなるように関係団体と対話・連携を進めていく。

(4) 事業者選定に関する検討

本基本計画で記載した「集い・学び・楽しみながら、あらゆる世代が活躍できる道の駅」のコンセプトに共感し、道の駅の運営だけではなく、子育て支援機能や町民交流機能などの公共的機能も併せて運営をし、新しい田野町をつくっていく事業者を選定するため、民間事業者と対話を進めながら、要求水準書等の作成を進めていく。

(5) 景観や視認性を意識した整備

本基本計画は道の駅の機能以外にも公園・駅前広場や遊水エリアなど複合的な施設整備となるため、田野町の「新しい風景」をつくるような取り組みとなる。道の駅建物についても、仮に鉄道高架の北側となった場合でも国道55号からの視認性があり、地域のシンボルとなるような構造物などの仕掛けも必要となる。建物・外構も含めた田野町らしい「景観のデザイン」について検討を進めていく。

資料編

(1) 道の駅「田野駅屋」再整備基本計画策定検討委員会設置要綱

道の駅「田野駅屋」再整備基本計画策定検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 道の駅「田野駅屋」再整備基本計画（以下「基本計画」という。）の策定にあたり、関係団体等からの意見及び助言を取り入れ、実効性の高い計画を策定することを目的として、道の駅「田野駅屋」再整備基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、基本計画の策定に関し、必要な検討を行う。

(委員)

第3条 委員会は、別表1の団体・機関の代表者又は担当者をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、基本計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は副町長をもって充てる。
- 3 副委員長は田野町商工業振興会会長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長がかけたとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

(オブザーバー等)

第6条 検討委員会に、オブザーバー及びアドバイザーを置くことができる。

2 オブザーバー及びアドバイザーは、第2条に規定する所掌事務を検討するために必要な専門的な知識又は経験を有する者とする。

3 オブザーバー及びアドバイザーは、必要に応じ検討委員会に出席し、専門的な見地から助言又は協力を行うものとする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となり議事を進行する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、田野町地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月19日から施行する。

(2) 道の駅「田野駅屋」再整備基本計画策定検討委員会委員名簿

道の駅「田野駅屋」再整備基本計画策定検討委員会委員名簿

【検討委員】

No.	所属等	氏名	備考
1	たの未来プロジェクト駅長	山本 義和	
2	田野駅屋活性化協議会会長	居谷 卓	
3	田野町商工業振興会会長	川村 源明	副委員長
4	田野町農業委員会会長	田中 繁穂	
5	高知県漁業協同組合田野支所地区委員長	小川 隆一	
6	田野町地区長会	西岡 孝	
7	田野町社会福祉協議会会長	南 寿雄	
8	住民代表	川村 順子	
9	住民代表	五藤 遥南	
10	住民代表	松田 麻美	
11	中芸地区商工会事務局長	堅田 元	
12	JA高知県田野支所支所長	宮崎 正臣	
13	四国銀行田野支店支店長	島田 裕治	
14	田野病院事務長	吉松 誠爾	
15	四国部品中芸食材工房工房長	瀧渦 宏之	
16	田野町副町長	村上 勝己	委員長

【オブザーバー】

土佐くろしお鉄道安芸事務所所長	鈴木 勝也	
高知東部交通代表取締役	坂本 泰資	
国土交通省 四国地方整備局 奈半利国道出張所所長	沖田 康平	
高知県計画推進課 地域支援企画員総括	澤田 美佐	
総務課課長	山中 大成	
産業建設課課長	西山 司	
住民福祉課課長	西山 周平	
教育委員会次長	西山 純平	

【アドバイザー】

HYAKUSHO代表取締役	湯川 致光	
---------------	-------	--

【委託業者】

GPMO	神原 孝行	
------	-------	--

【事務局】

地域振興課課長	今井 章博	
地域振興課課長補佐	安岡 裕史	

- (3) 道の駅「田野駅屋」再整備基本計画策定検討委員会検討結果（別冊）
- (4) 道の駅「田野駅屋」に関する来場者アンケート報告書（別冊）
- (5) 道の駅「田野駅屋」に関する住民アンケート報告書（別冊）